

東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 研究推進部長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 センターに関する事務は、関係部局の協力を得て <u>研究推進部学術情報課</u> において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 次長のうちからセンター長が指名する者 1人</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 センターに関する事務は、関係部局の協力を得て <u>総務課情報化推進室</u> において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。